

千葉市条例第 号

千葉市議会委員会条例の一部を改正する条例

千葉市議会委員会条例（昭和31年千葉市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「11人」を「10人」に改める。

第4条第2項中「13人」を「11人」に改める。

第20条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第2条第2項及び第4条第2項の改正規定は、同年5月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に在職する教育委員会の教育長が地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例により在職する間は、この条例による改正後の第20条の規定は適用せず、この条例による改正前の同条の規定は、なおその効力を有する。

～～

議 案 説 明

常任委員会及び議会運営委員会における委員の定数を改めるとともに、地方自治法の一部改正に伴い、規定の整備を図るため、条例の一部を改正しようとするものであります。